法人	事業
日本かつお・まぐろ漁業協同組合、全国漁業協同組合連合会又は社団法人全国近海かつお・まぐろ漁業協会（昭和五十七年十二月二十四日に社団法人全国近海かつお・まぐろ漁業協会という名称で設立された法人をいう。以下この表において同じ。）	遠洋まぐろはえ縄漁業
社団法人全国近海かつお・まぐろ漁業協会	近海まぐろはえ縄漁業

2　法第二十八条の三第一項及び第六十七条の四第一項に規定する減価補てん金は、次に掲げる金額とする。

一　前項に規定する減船漁業者救済費交付金のうち経費補てん金に相当する部分（材料費に相当する部分に限る。）の金額

二　前項に規定する不要漁船処理費交付金のうち社団法人大日本水産会が補助金の交付を受けて行う不要漁船処理対策事業により廃棄をした漁船の当該廃棄の直前における償却後の取得価額又は帳簿価額に相当する部分の金額

3　法第二十八条の三第二項及び第六十七条の四第二項に規定する転廃業助成金は、第一項に規定する減船漁業者救済費交付金（経費補てん金に相当する部分を除く。）の金額及び同項に規定する不要漁船処理費交付金のうち前項第二号に規定する部分以外の部分の金額とする。

○財務省告示第二百八十八号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第八条の四第一項後段の規定に基づき、特定特恵鉱工業産品等について、一の特恵受益国等を原産地とする一の特定特恵鉱工業産品等の輸入額等が限度額等の五分の一を超えることとなった特恵受益国等、特定特恵鉱工業産品等及び月を次のとおり告示する。

平成二十一年八月三十一日

財務大臣　与謝野　馨

一　次表の上欄に掲げる関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第三の区分に応じ、次表の中欄に掲げる特定特恵鉱工業産品等及び同表の下欄に掲げる特恵受益国等

項名	特定特恵鉱工業産品等	特恵受益国等
三三	関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表（以下この表において「関税率表」という。）第四四類に掲げる物品（関税率表第四四一二・一〇号の一、第四四一二・三一号、第四四一二・三二号及び第四四一二・三九号に掲げる物品並びに第二二項から第三二項までに掲げるものを除く。）	中華人民共和国
三六	関税率表第五〇〇六・〇〇号の二、第五〇〇七・一〇号又は第五八〇三・〇〇号の二の㈠に掲げる物品	インド
五六	関税率表第六二一五・一〇号に掲げる物品 関税率表第六三〇七・九〇号の二に掲げる物品のうち絹製のもの（長方形（正方形を含む。）以外の形状に単に裁断したものに限る。）	中華人民共和国

二　輸入額等が限度額等を超えることとなった月　平成二十一年七月

○財務省告示第二百八十九号

株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の四第一項の額の計算に関する省令第三条第一項の規定に基づき、必要となる資本の額の計算方法を定める件（平成二十一年七月財務省告示第二百二十二号）を次のように改正し、平成二十一年八月三十一日から適用する。

平成二十一年八月三十一日

財務大臣　与謝野　馨

第三条に次の一項を加える。

4　第一項の算出において、株式会社日本政策金融公庫の危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定める省令（平成二十年財務省農林水産省経済産業省令第二号）附則第二項に規定する信託業務を営む金融機関に対する貸付けのうち、元利金の支払いについて劣後的内容を有する特約が付された金銭の消費貸借によるものである場合における信用リスク・アセットの額の合計額は、第一条第二号の規定にかかわらず、当該貸付けの額に、二百パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額とする。

○財務省・農林水産省・経済産業省告示第十一号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第二十一条第一項第二号及び第四号の規定に基づき、同法第十一条第二項第二号に掲げる業務に係る取引が行われる場合における金銭の支払いその他の条件を定める件（平成二十年七月財務省農林水産省経済産業省告示第一号）を次のように改正し、平成二十一年八月三十一日から適用する。

平成二十一年八月三十一日

財務大臣　与謝野　馨
農林水産大臣　石破　茂
経済産業大臣　二階　俊博

第七条の次に次の附則を加える。

附　則

1　対象債権が、株式会社日本政策金融公庫の危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定める省令（平成二十年財務省農林水産省経済産業省令第二号。以下「省令」という。）附則第二項に規定する信託業務を営む金融機関に対する貸付けのうち、元利金の支払いについて劣後的内容を有する特約が付された金銭の消費貸借（以下「劣後特約付金銭消費貸借」という。）によるものである場合における当該対象債権に係る年間補償料率については、平成二十二年三月三十一日までの間は、第四条の規定にかかわらず、一・三パーセントとする。

2　対象債権が、省令附則第二項に規定する信託業務を営む金融機関に対する貸付けのうち、劣後特約付金銭消費貸借によるものである場合における当該対象債権に係る法第二十一条第一項第二号の主務大臣が定める割合については、平成二十二年三月三十一日までの間は、第五条及び第五条の二の規定にかかわらず、百分の五十以下とする。

○財務省・農林水産省・経済産業省告示第十二号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第二十二条第三項の規定に基づき、危機対応業務及び危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を次のとおり定め、平成二十一年七月財務省農林水産省経済産業省告示第十号の全部を改正するので、告示する。

平成二十一年八月三十一日

財務大臣　与謝野　馨
農林水産大臣　石破　茂
経済産業大臣　二階　俊博

第一条　対象とすべき事案は、国際的な金融秩序の混乱に関する事案とする。

第二条　実施期間は、平成二十二年三月末日までとする。

第三条　危機対応業務の対象となる者は、次のとおりとする。

一　行政庁から業務停止命令等を受けた金融機関を取引金融機関とする中小企業者等（株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号。以下「法」という。）別表第一第十四号の中欄に掲げる者及び株式会社日本政策金融公庫法施行令（平成二十年政令第百四十三号。以下「令」という。）第四条第二号イからヌまでに掲げる者であって、特別目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されていることと同様の事業を営む事業体をいう。第六条第一項第四号イにおいて同じ。）を除いたものをいう。以下同じ。）又は取引金融機関から総与信高の減少等を要求された中小企業者等であって、中長期的に、資金繰りが改善し、かつ、経営が安定することが見込まれるもの

（対象とすべき事案）

第一条　対象とすべき事案は、国際的な金融秩序の混乱に関する事案とする。

（実施期間）

第二条　実施期間は、平成二十二年三月末日までとする。

（危機対応業務の対象となる者）

第三条　危機対応業務の対象となる者は、次のとおりとする。

一　行政庁から業務停止命令等を受けた金融機関を取引金融機関とする中小企業者等（株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号。以下「法」という。）別表第一第十四号の中欄に掲げる者及び株式会社日本政策金融公庫法施行令（平成二十年政令第百四十三号。以下「令」という。）第四条第二号イからヌまでに掲げる者であって、特別目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されていることと同様の事業を営む事業体をいう。第六条第一項第四号イにおいて同じ。）を除いたものをいう。以下同じ。）又は取引金融機関から総与信高の減少等を要求された中小企業者等であって、中長期的に、資金繰りが改善し、かつ、経営が安定することが見込まれるもの